

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和5年6月23日(2023.6.23)

【公開番号】特開2021-147101(P2021-147101A)

【公開日】令和3年9月27日(2021.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2021-046

【出願番号】特願2020-51813(P2020-51813)

【国際特許分類】

B 6 5 D 5/42(2006.01)

10

B 6 5 D 5/06(2006.01)

【F I】

B 6 5 D 5/42 G

B 6 5 D 5/06 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月15日(2023.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記略三角面部と前記胸部パネルに跨がって、または前記略三角面部と前記胸部パネルのいずれかで、前記第2補助折線上又はその延長線上で且つ前記頂部横折線の中央部又はその近傍にプッシュポイントを示すポイント表示部が設けられていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の紙容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

注出口となり開封される側の前記妻壁形成パネルの上部に連設されている前記内側トップシールパネルの上辺は直線状となっていることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載の紙容器。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このとき前記略三角面部または前記略三角面部および前記胸部パネルは前記第2補助折線から谷折れして前記筒状胸部の頂部角部の中央部が紙容器の内側に折り曲がることを誘導することになり、前記筒状胸部の頂部角部の中央部が容易に紙容器の内側に折り曲がることができるので、小さい押し込み力で前記略三角面部および前記胸部パネルの上端部を容易に凹ませることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項5に記載の発明は、請求項1から4のいずれか1項に記載の、前記略三角面部と前記胴部パネルに跨がって、または前記略三角面部と前記胴部パネルのいずれかで、前記第2補助折線上又はその延長線上で且つ前記頂部横折線の中央部又はその近傍にプッシュポイントを示すポイント表示部が設けられていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項5に記載の発明によれば、前記略三角面部と前記胴部パネルに跨がって、または前記略三角面部と前記胴部パネルのいずれかで、前記第2補助折線上又はその延長線上で且つ前記頂部横折線の中央部またはその近傍にプッシュポイントを示すポイント表示部が設けられているので、紙容器の開封の際、ポイント表示部により前記筒状胴部の頂部角部の中央部またはその近傍を確実に押し込むことができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

このとき、略三角面部36は第2補助折線58から谷折れして筒状胴部12の頂部角部54の中央部が紙容器の内側に折り曲がることを誘導することになり、筒状胴部12の頂部角部54の中央部が容易に紙容器の内側に折り曲がることができるので、小さい押し込み力で略三角面部36および胴部パネル7の上端部45を容易に凹ませることができる。

30

40

50